

議員提出議案第6号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成23年10月24日提出

議会運営委員会委員長 厚地 弘行

三田市条例第 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例

三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民病院」を「消防本部（消防署の所管に関する事項を含む。）」に、「生活文教常任委員会」を「福祉文教常任委員会」に、「まちづくり部、健康福祉部及び教育委員会」を「健康福祉部、教育委員会及び市民病院」に、「都市環境常任委員会」を「まちづくり常任委員会」に、「経済環境部、都市整備部、消防本部（消防署の所管に関する事項を含む。）」を「まちづくり部、経済環境部、都市整備部」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に閉会中の継続審査事件として付議されている事件は、この条例による改正後の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に付議された事件とみなす。